

I 提 言

I 提 言

県庁舎と警察本部庁舎の整備については、平成8年5月の県庁舎建設懇談会の提言をはじめ、平成9年2月の県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告、同年9月の前知事の表明など、これまでの経過があるが、平成20年7月12日、知事からの県庁舎整備についての諮詢を受け、本懇話会として、九州3県の県庁舎の視察も行い、改めて、本県における県庁舎の現状と整備方法、建設場所、県庁舎のあるべき姿、必要とされる規模、備えるべき機能などについて検討を行ってきた。

その結果、下記のとおり提言する。

○ 現庁舎の現状認識

現在の県庁舎と警察本部庁舎は、それぞれ昭和28年、昭和29年に建設され、その後別館の建設や民間ビルの借上げにより執務室等の確保を行いながら現在に至っている。その結果、老朽化、狭隘化、分散化が著しく、庁舎借上げ費や改修費等に毎年多額の経費を要するとともに、来庁者用駐車場が不足するなど、行政の効率的な運営や適切な県民サービスを図るうえで、様々な支障をきたしているものと認められる。

とりわけ、視察した九州3県においては、行政棟、議会棟、警察棟が同一箇所に集約され、執務室をはじめ会議室、来庁者駐車場、県民ホールなど効率的な行政運営と適切な県民サービスのために必要な規模、機能を備えた庁舎が整備されていた。一方、本県においては、庁舎が市内21ヶ所に分散し、執務室が狭くキヤビネットが廊下に配置され、来庁者用駐車場や県民の待合スペースも不足しているなど、他県と比べ著しく分散化、狭隘化した庁舎となっており、また、庁舎の壁のひび割れや屋外に露出した配線や配管は他県では見受けられず、老朽化も著しく進んでいることが確認できた。

加えて、近年、全国各地で大地震が多発し、地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある中、県が実施した耐震診断では、県庁舎と警察本部庁舎は震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとの結果が出されている。県庁舎と警察本部庁舎は、地震等の大規模な災害が起こった時に、防災拠点として機能することが求められ、その耐震性と防災拠点施設としての機能確保は、県民の生命・財産を守るために放置してはならない緊急の課題である。

このような課題を解決するためには、県庁舎及び警察本部庁舎の整備を早急に行うことが不可欠である。

また、整備にあたっては、長崎県民の視点に立ち、末永く県民に親しまれ、県全体の振興に繋げることを念頭において、進めて行く必要がある。

1 県庁舎の整備方法

整備方法については、大別して現庁舎の耐震改修を行う方法と新たな庁舎を建設する方法が考えられるが、それぞれの方法の事業内容や事業費、メリット・デメリットなどについて検討を行った結果、現庁舎の耐震改修は下記の理由から困難であると判断し、新たな庁舎の建設が適当であるとの結論に達した。

〔耐震改修が困難であると判断した主な理由〕

- 現庁舎は、建設後、既に 55 年を経過して機能的に耐用限界を超えており、多額の事業費を費やして耐震改修を行っても、建物自体の耐用年数が延びることにはならないため、10 年から 15 年後には再び建替えの検討が必要となること。すなわち、耐震改修を行っても、百数十億円にも及ぶ耐震改修費用が無駄な投資になること。
- 耐震改修を行っても、老朽化、分散化、狭隘化という現庁舎が抱える課題の根本的な解決にはならないこと。
- 執務室や駐車場の減少により新たな民間庁舎の借上げが必要となるなど分散化が進行するとともに、借上げ費など新たな経費が生じること。
- 現庁舎の耐震性能が脆弱であることから、耐震改修によつても国の定める基準より下位の目標までしか満すことができないため、防災拠点施設としての機能を十分に確保することができないこと。

2 県庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所については、現在地、長崎魚市跡地、県央地域について検討を行い、現在地や県央地域を推す意見もあったが、下記の理由から、長崎魚市跡地が適当であるとの結論に達した。

〔長崎魚市跡地が適当であると判断した主な理由〕

- 現在地での建替えについては、建設期間中の仮庁舎の確保や駐車場の建設に余分な経費を要すること。また、このことによって、県庁舎建設整備基金を活用したとしても、大きな財政負担となると思われること。
- 現在地で建て替える場合、敷地が狭いことから、20 階建て程度の高層の建物となり、出島との調和や周辺の景観への影響の問題があること。
- 現在地の周辺でこれを補完するための新たな用地を取得することも現実的に難しいと考えられること。
- 長崎魚市跡地は、現在地から 1 km 以内に位置し、中心商店街からも徒歩圏

内にあり、「副都心」というほど離れておらず、むしろ長崎魚市跡地での庁舎建設は、新長崎駅と直結して目指すべき機能を備えた県庁舎を自由に造れ、長崎市の総合的なまちづくりの一翼を担うものとして整備できること。

- 平成9年の県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告、毎年度の埋立関係予算の議決、さらには、県庁舎建設用地を前提とした埋立申請に対する二度にわたる長崎市議会の議決など、これまでの経過は重く受け止める必要があること。

平成9年に前知事が表明した方針に沿って、現在、県庁舎建設予定地を前提とし、多額の事業費を投じて埋立工事が進められていること。

- 平成9年に県が方針を決定した際に、長崎魚市跡地を選定した理由として掲げられている、都市機能の集積、社会基盤の醸成、官公庁や人口の集積、公共交通機関の整備状況などの事項については、現時点においても大きな状況の変化はないこと。
- 長崎魚市跡地については、地表面から深さ20m程度に、建築物の支持基盤となりうる地盤があり、また、地盤全体の液状化の可能性は低く、地盤改良により十分対応が可能であること。また、耐震護岸や防災緑地が整備されていることから、防災拠点施設としての機能を十分に発揮できること。
- 県央地域への移転については、一部の委員から県央地域での建設を求める意見もあったが、これまでの経過の中で、長崎魚市跡地への投資を無駄にできないことや、長崎のまちづくりの構想の推進、長崎市に集中している国の出先機関、関係団体等まで県庁舎と一緒に移転することの困難性などの問題があることから、最終的に建設候補地とはならなかった。

※ なお、地元商店街や自治会で構成される「県庁舎整備計画を考える会」から提出された現在地での建替えの代案についても検討を行ったが、下記の理由などから現実問題として厳しいと判断した。

- ・ 現庁舎の耐震改修を前提としていること。
- ・ 江戸町公園を廃止して県庁舎の敷地として利用することを前提としているが、それでも必要な面積が確保されていないこと。
- ・ 敷地内に必要な駐車場が確保されていないこと。
- ・ これらを充足しようとすると、内部の機能性をはじめ、採光や通風等の執務環境、高層となることによる周辺の景観への影響などに配慮の欠けた計画となることも予想されること。
- ・ 警察本部庁舎は現地建替えとされるなど、都市計画法上の制限が守られないこと。

3 県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能

県庁舎と警察本部庁舎は、県政推進の中核をなす施設であり、末永く県民に親しまれ、県民の安全・安心な暮らしを守ることを目指し、将来の行政需要の変化に柔軟に対応できる機能を備える必要がある。

このような観点に立って、他県の事例も参考にしつつ、次のような機能を基本として整備を進める必要がある。

なお、道州制が導入された場合であっても、道州の中での新たな一極集中を避け、適切な機能分担のために長崎の拠点は必要であり、その受け皿となる庁舎の整備は不可欠である。このため、道州制など将来の新たな行政ニーズや今後の民間活用に柔軟に対応できる施設とする必要がある。

また、整備にあたっては、長崎県を取りまく経済情勢や県の財政状況がますます厳しくなる中にあって、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、事業規模や事業費の圧縮を図り、県庁舎建設整備基金を有効に活用するなど、本県財政への負担の軽減に努める必要がある。

(1) 効率性・利便性等の基本的な機能

① 効率的な事務執行を確保するための執務環境の整備

行政、議会、警察の各部門における業務を円滑かつ効率的に運営するため、執務室や会議室、来庁者の対応スペースなど適正な執務環境や業務スペースを確保すること。

また、今後の様々な行政需要の変化に伴う組織の改編等に柔軟に対応できる施設とすること。

② 環境に配慮した省資源・省エネルギーの実現

太陽光発電や雨水利用、屋上緑化など環境に配慮した施設設備を整備するとともに、エネルギー負荷を抑制し省エネルギー化を図ること。

③ 県民の利便性の向上

下記の点に留意しつつ、県内全域からの県民の利便性に配慮し開かれた庁舎として整備するとともに、県民に親しまれ、県民が気軽に訪れることができようすること。

(ア) 県内全域からの県民の利用を考慮するとともに、駐車場の確保は不可欠であることから、将来の公用車の削減見込みや来庁者の状況も十分に精査しつつ、適切な駐車スペースを確保すること。

(イ) 来庁者が目的の部署等に円滑にたどり着けるよう、部局や各施設をわかりやすく配置すること。

(ウ) 周辺道路から敷地内への進入を容易にするとともに、歩行者の安全を確保するため、歩行者と自動車を分離した交通動線の確保に努めること。

④ 情報化時代への対応

執務空間のインテリジェントビル化や県の情報発信の中核的機能の確保など、情報化時代に柔軟に対応できる施設とすること。

(2) 防災・防犯のための機能

① 防災拠点としての機能

地震、台風、集中豪雨などの大規模な災害に対応し、県民の安全・安心を守るため、災害発生時において様々な災害情報を迅速かつ的確に収集し、適切な予防、応急・復旧・復興対策を行うなど、防災拠点施設としての機能を十分に発揮できる施設であること。

特に、災害時の情報収集や救助活動等を迅速かつ的確に行うため、防災ヘリコプター等が発着できるヘリポートを設置することが望ましい。

② 防犯・交通安全のために迅速かつ的確に対応できる機能

特に、警察本部庁舎については、犯罪等の未然防止や発生時に迅速かつ的確に対応できる機能、県民へのきめ細かな交通情報の提供とともに、交通の安全性向上と円滑化を図る機能、凶悪化・悪質化する犯罪や新たな形態の犯罪に科学的に対応できる機能をはじめとして、県民が安心して暮らせる安全な長崎県を実現するために必要となる諸機能を十分に発揮できる施設であること。

(3) 交流のための機能

県の果たすべき役割を踏まえた下記のような機能整備を目指すこと。その際、整備された施設等が、無駄なく有効に活用されるものとなるよう十分に配慮すること。

① 「人」と「もの」の交流拡大のための機能

(ア) 新県庁舎の整備においては、県民に親しまれ、気軽に訪れる能够性を高めるように計画するとともに、県民ホールなど県民が交流できる機能の確保に配慮すること。

(イ) 自然・歴史・文化など本県独自の地域資源を活かした交流人口の拡大や、品質に優れた本県の農水産物など県産品のより一層の販路拡大、食文化の発信等により、長崎県の浮揚を図るため、本県の魅力や情報を県内外へ幅広く発信できる情報発信機能を拡充すること。

(ウ) 国際観光文化都市として、国際化の窓口となり国際交流を促進するための機能の確保に配慮すること。

② 高齢者・身体障害者等に配慮したユニバーサルデザイン

お年寄りや身体の不自由な方などすべての人が利用しやすい施設とし、県が策定している「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」を踏まえた施設整備を行うこと。

(4) シンボルとしての機能

○ 県のシンボルとしての機能

県民のための公共的な施設、中核的な建物として、これからの中核的な長崎県にふさわしい21世紀型庁舎を追求し、県民が気軽にかつ便利に利用でき、また、末永く県民に親しまれる庁舎であるべきこと。

そのためには、機能性だけでなく、単体としてのデザインにも相当の配慮をするとともに、長崎の地形的な特性を踏まえて、海上からの視点や稻佐山など高い視点からの景観にも十分配慮すること。

(5) まちづくりのための機能

○ 周辺のまちづくりとの調和やまち全体を活性化するためのきっかけづくり

長崎県の未来につながる魅力ある総合的なまちづくりの推進にあたっては、長崎中心部において実施される各種事業をまち全体の活性化につなげ、長崎の都市間競争力を高めていくことが重要である。

そのため、今後、まちづくりのグランドデザインを描く中で、県庁舎整備を新しい長崎のまちづくりの一翼を担うものとして位置付け、例えば、駅周辺整備との連動、新幹線駅と離島を結ぶ交通手段の確保など、長崎のまちの魅力と交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとすることを目指して検討を行うこと。

なお、このグランドデザインの作成にあたっては、国による金融支援や税制特例などを受けることにより民間投資による都市再生を誘導するため、国の「都市再生緊急整備地域」の指定を視野に入れて進めることが望ましい。

4 県庁舎に必要とされる規模

新庁舎の規模は、道州制の動向など社会情勢の変化を踏まえつつ、今後の本庁に配置される職員数など行政需要に十分に対応できる適正な規模となるよう、今後さらに検討を深めていくこと。

なお、新庁舎の建設形体については、今後の社会情勢の変化を考慮しながら、

効率的な行政運営や庁舎の有効活用などを念頭において、行政棟、議会棟、警察棟の三棟を建設する形体に限らず、民間との合築も含めて、今後様々な可能性を検討していくこと。

5 その他県庁舎整備に関し必要な事項

(1) 事業手法の選定

新庁舎建設にかかる事業手法の選定にあたっては、今後、庁舎整備の基本構想等を策定する中で、建設する庁舎の規模や機能などを明確にし、最も適切な事業手法を選定すること。

なお、事業手法の選定にあたっては、地域経済の活性化に寄与するよう、できる限りの配慮を行うこと。

(2) 現庁舎の跡地の活用

県庁舎移転後の跡地の活用については、まちなかの活性化や観光振興等を図る観点から、出島の復元や周辺の景観との調和を図り、地元長崎市の発展だけでなく、長崎県全体の振興に繋がるよう、地元長崎市と一緒にになって検討を行っていくこと。

(3) 学校の耐震化の促進

新庁舎の建設により災害時の防災拠点機能を確保できることになるが、一方で、学校の耐震化は進んでいない状況にある。学校は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生には地域住民の避難場所となることから、県立学校や、小中学校のうち倒壊または崩壊の恐れが高い施設について早急に耐震化を図るなど、学校の耐震化にも県庁舎整備と並行して積極的に取り組むこと。

※ 本懇話会において、各委員から出された主な意見は別紙のとおりである。

(13~28頁参照)

